鳥取県公安委員会告示　　第１０６号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の２第２項の規定に基づき、次のように聴聞を行うので公示する。

令和８年11月６日

鳥取県公安委員会委員長　　笠田　直樹

聴聞の期日及び場所

令和８年12月３日　午前10時00分から
鳥取県鳥取市吉方温泉二丁目501番地１　　鳥取県警察本部運転免許課